防火対象物現状表150㎡以上

(平成25年 4月 1日現在)

				(半成25年 4月 1日現任)					
署所別				本	美津島	豊玉	峰出	上県	上対馬
A Full-to Mrs. Inc. 10					出	出張	張	出張	出
令別表第一区分				署	張所	所	所	所	張所
合 計			1, 481	572	233	197	183	93	203
1	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場							
	口	公会堂又は集会場	4	1		2			1
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・その他 これらに類するもの							
	口	遊技場又はダンスホール	8	4	2	1			1
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風 俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの							
	Ξ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させ る役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	3	1	1	1			
3	イ	待合・料理店その他これらに類するもの	5	3	1				1
	口	飲食店	17	7	2	6	1		1
4		百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場	37	8	14	6	5	1	3
5	イ	旅館・ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	55	18	19	4	7	2	5
	口	寄宿舎・下宿又は共同住宅	171	119	14	10	1	11	16
6	イ	病院・診療所又は助産助	14	6	3	1	2	1	1
	口	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人 ホーム・有料老人ホーム・介護老人保健施設等	18	3	4	4	1	2	4
	ハ	老人デイサービスセンター・経費老人ホーム等	42	10	10	7	9	3	3
	=	幼稚園又は特別支援学校	5	3	1				1
7		小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・専 修学校・各種学校その他これらに類するもの	91	31	10	20	15	6	9
8		図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの	3	2		1			
9	イ	公衆浴場のうち・蒸気浴場・熱気浴場その他 これらに類するもの	1		1				
	口	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	3		1		1		1
10 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		5	1	2				2	
11		神社・寺院・教会その他これらに類するもの	46	25	2	8	4	4	3
12	イ	工場又は作業場	133	38	28	15	21	13	18
	口	映画スタジオ又はテレビスタジオ	1		1				
13	イ	自動車車庫又は駐車場	20	10	3	1	2	2	2
	口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫							
14		倉庫	104	28	12	11	21	6	26
15		全各項に該当しない事業場	318	85	53	58	56	31	35
16	イ	(1)~(4)・(5)イ・(6)・(9)イが存する複合用途 防火対象物	226	89	25	31	27	9	45
	П	上記以外の複合用途防火対象物	151	80	24	10	10	2	25
17		重要文化財							
				-	-	-	-	-	